



Title	退職給付引当金と「引当金」概念の異同
Author(s)	宮川, 昭義
Citation	経済學研究, 53(2), 71-85
Issue Date	2003-09-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/6014
Type	bulletin (article)
File Information	53(2)_p71-85.pdf



[Instructions for use](#)

退職給付引当金と「引当金」概念の異同

宮川 昭 義

1. はじめに

わが国において、2000年4月に導入された退職給付会計（以下、新基準）は、FASB¹⁾およびIASB（前IASC、以下同様）²⁾が採用した基準を踏襲するかたちで導入されている。新基準の会計事象は、退職給付にかかる諸制度（退職一時金、確定給付型年金、確定拠出型年金）を包括的に取り扱っている。このうち、新基準導入に際してのもっぱらの議論は、退職一時金制度を含めた確定給付型年金制度に対する会計処理に向けられる³⁾。その主な理由は、従前の会計処理では見られなかった退職給付制度財政（以下、制度財政）の実態を制度設置主たる母体企業（plan sponsor）へ認識させるためである。しかもその情報は、基礎率（actuarial assumptions）という予測要素を介在させた時価認識により財務諸表上に開示される。したがって、「予測にもとづく時価認識」の適正性、公正性、客観性ならびに妥当性といった複眼的観点から検討が重ねられるのである。

しかし一方で、ある一定の会計処理に対するコンセンサスが、「情報」として転化するにあたり、質的内容が歪められるのであれば、会計基準の果たすべき役割としては不十分である。なぜなら、今日の企業会計が果たすべき役割の一つとして、投資者を中心とする情報利用者の意思決定に対する有用性を重視するという観

点⁴⁾からは、会計基準そのものはインフラの一部にしか過ぎず、むしろそのインフラ整備後に示される情報の質的内容が、過不足なく反映されているかが重要であると指摘することが可能である。

その意味において、FASBおよびIASBが採用する質的信息は明快である。そこでは、予測要素の介在が不可避であるとしても、実質優先主義に基づき情報利用者の有用性に資するものと判断されるのであれば、予測それ自体はあまり問題ではない。つまりこの観点からは、企業の財務状態を十分に反映しない情報により、情報利用者の判断を歪めることの方が問題なのであり、予測認識にあっても情報としての適正性、公正性、客観性および妥当性が具備されるのであれば、それは情報利用者からの要請に十分に応えているとの立場なのである。したがって、新基準のもとで認識される制度財政の実態は、母体企業にとっての純資産であるか、純負債⁵⁾であるかのいずれかとして認識されるのである。

一方、わが国の企業会計において導入された新基準は、FASBおよびIASBに近似しているものの、情報としての質的内容の表示はいささか曖昧である。具体的には、新基準の適用により認識される制度財政の実態が、認識債務に対して認識資産の積立超過の場合には、母体企業にとっての純資産として計上される。しかし、その逆の場合における純負債発生時には、原則

1) FAS. No.87

2) IAS. No.19

3) たとえば、今福 [1998a]、Daley [1984]、Bodie [1990] など多数。

4) SFC. No.1, par.33

5) FAS. No.87, Appendix A, par.84-87

的に「退職給付引当金」として情報化されるためである⁶⁾。たしかに、FASB のように ERISA⁷⁾との連関により、退職給付制度が従業員に対する明確な労働債務であるとの立場と違い、わが国にはそうした法的根拠は希薄である。しかしながら、IASB にいたっては、そうした法的根拠がなくとも退職給付制度の属性に着目し、それは明らかな労働債務として認識をおこない、母体企業にとっての純然たる負債として認識し、財務諸表上に表示することが求められるのである。

本論の目的は、今日の企業会計が実質優先主義にもとづく連結会計情報の重要性が高まるなかで、わが国の新基準ではそうした制度財政に純負債が生じた場合に、「引当金」の範疇に取り込まれ、「純然たる負債」として情報化されないことに対する質的情報に関する問題提起であり、また両者における機能的異同性の検証にある。確かに退職給付制度をもたない企業にとっては、本論の議論は必ずしも重要ではない。しかし一般に、退職給付制度をもつ企業は、情報利用者にとっては有力な投資対象として認知されていることを鑑みれば、本論の分析はいささかもその価値を減じるものではない。

2. 引当金の本質

2.1 収益費用アプローチからの引当金概念

「負債 (liability)」とは、本来、企業会計上の概念であり、法的概念における「債務 (obligation)」に對置するものである。債務とは、主に契約に基づく相手方が確定しており、さらにその契約に基づく権利区分が確定していることから、契約行為そのものに債務概念が潜在化しており、したがって契約履行時期の到来によって債務の存在が具現化する。よって、債

務の具現化についてはその弁済金額が確定していなければならない、明確な企業財産に対する請求権が示されるとする概念である。一方、負債とは必ずしも明確な企業財産に対する請求権者が確定せず、また契約履行時期の到来による債務の具現化を待たず、したがってその弁済金額が確定していなくとも、それが合理的に予測可能な状態にあるならば認識する必要があるとされる概念である。したがって、債務ではあっても負債ではないもの、また負債ではあっても債務ではないものが存在する。しかし、貨幣的評価測定の見点からは、負債は債務に比べ広義であり、企業会計の拠るべきはこの負債概念であり、債務概念に比べより実質を重視するものである。

また、今日の企業会計は、一般に収益費用アプローチにより、構成されていると言われる⁸⁾。これは、ある一定の期間における企業活動によって稼得した収益に相応する費用を認識することにより、適正な期間損益を求め、企業の収益力を測定しようとするものである。したがって、今日の負債概念は同時に、収益費用アプローチによって認識された収益および費用のうち、人為的な期間設定によって繰延べられる連結環として、その役割の一翼を担っている。しかし、今日の企業会計では、収益費用アプローチにおける「収益」と「費用」の認識が、必ずしも均質的であるとは認められない。つまり収益に関しては、「実現主義による認識」が求められ、費用の認識に関しては、「発生主義による認識」が求められるとされるのである⁹⁾。周知のとおり、収益費用アプローチの本質観は、発生主義による収益費用を捕捉し、ついで収益を実現主義に基づいて限定し、それに相応する費用を確定するという論理に基づき¹⁰⁾、収益および費用の認識に優先順位がない¹¹⁾ことを鑑みれば、上

6) 退職給付に係る会計基準、四1

7) The Employee Retirement Income Security Act 1974

8) 新井 [1993], 20-23 頁

9) 飯野 [1996], (11-12)-(11-13) 頁, 広瀬 [2000], 383-385, 414 頁など。

10) 津守 [2002], p.123

記のような収益の実現主義認識および費用の発生主義認識は、これを受容れた時点ですでに不均衡である。

収益の認識に際して実現主義がとられるのは、それが配当可能利益計算における正確性と確実性を保ちうる厳格性が必要なものであり、客観的証拠を有しない主観的判断や推測によって、精緻さや正確性がともなわない認識基準は原則的に認められないとされるためである。また例外的に実現主義によらない収益の認識がおこなわれるのは、期末時点において、未収収益のように一定の契約に従った継続的な役務の提供をおこなない、その役務の提供が完了していながら、いまだ対価の支払いを受けていない場合に、資産計上できるものに限られる。なぜなら、適正な期間損益計算をおこなうためには、そうした認識をおこなうことが必要なものであり、これは一般に半発生主義認識と言われるが、実現主義の観点からは半実現主義と言えるものである。同様に費用の認識については、半発生主義によって、期末時点で前受収益および未払費用¹²⁾のように負債計上されるものに加え、発生主義による認識が求められるとされる。

したがって、収益費用アプローチの本質観からは、適正な期間損益測定の開示として計上される資産および負債は、その均質性において半発生主義認識の段階まで、理論的根拠がある意味で帰結しているのである。よって、期末時点において費用の発生主義認識による開示として計上される「引当金」¹³⁾は、企業会計上の概念形成において、会計観の違いによりさまざま

な見解が生起される素因となり、結果として理論的脆弱性が払拭されないのである。

具体的には、収益費用アプローチを前提とする引当金の考察について、それが適正な期間損益計算における収益費用の対応関係において一元的に説明されるとする見解¹⁴⁾。また、将来における特定の費用または損失の原因が当期以前に起因するものであれば、費用の発生を認め、それにもとづき引当金が計上されるとする見解¹⁵⁾。さらに、費用の発生とはその事実が確認されたものを示す概念であり、予測の域を出ない費用計上と、それにもなう引当金の計上は金額が確定していない以上、半発生主義の例外として説明されるとする見解¹⁶⁾などである。しかし、いずれにしてもそれらの見解は、費用認識の観点からの分析に終始しており、言うなれば費用の発生主義認識に対する会計観の違いに立脚した展開を見せているに過ぎないのである。こうした傾向は、昭和 57 (1982) 年改正の企業会計原則注解「(注 18) 引当金について」(以下、注解 18) の文言から容易に理解することが可能である。したがって、その原文を掲げるとすると、以下のとおりである。

「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。…(中略)…。発生の可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。」

これによれば、引当金費用が、「計上しなけ

11) Paton & Littleton [1940] (『会社会計基準序説(改訳)』中島省吾訳, 118-122頁)

12) 前受収益と未払費用の違いは、適正な期間損益計算をおこなうという観点からは同義であるが、両者の違いは法的な役務提供義務を包摂する確定債務であるか否かである。

13) 一般に今日の「引当金」は、評価性引当金および負債性引当金に分類されるといわれる。しかし、本論では両者が一元的に説明されると判断している。このことは以下詳述。

14) 佐藤 [1964], 中島 [1964]

15) 馬場 [1983]

16) 江村 [1970]

ればならない」のか、それとも偶発事象に対する引当金の「計上ができない」という対比から、「計上することができる」と読み取るのか必ずしも明確ではない。仮に、適正な期間損益計算の観点から、引当金費用の計上が一元的に説明されるのであれば、これは「計上しなければならない」とする立場をとる。また、その費用認識が半発生主義の例外として位置づけられるとの立場からは、ただその金額が確定していないことで引当金とされるが、本来は適正な期間損益計算の観点から費用認識することが望ましく、「計上しなければならない」のか「計上することができる」のか必ずしも判然としない。一方で、引当金費用の計上が、収益費用アプローチの本質観から離れ、特に発生主義に基づく費用認識の拡大であるとするなら、それはむしろ保守主義的な費用認識の発露として位置づけられ、引当金費用は「計上することができる」との立場に置き換わるのである。したがって上記見解の採用の仕方により、「引当金」が企業会計上、いかなる概念なのかについても、一意には求められないままなのである。いま、こうした認識の差異に着目し、好事な例として退職給与引当金およびその他の引当金（修繕引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金）を取り上げて引当金概念を分析してみよう。

2.2 資産負債アプローチからの引当金概念

わが国において、新基準導入以前に実務上採用されてきた退職給与引当金の設定に関しては、その会計事象は退職一時金制度に対するものであり、会計処理は昭和43（1968）年の大蔵省企業会計審議会による「企業会計上の個別問題に関する意見書第二、退職給与引当金の設定について」（以下、個別意見書）に拠るところが大きい。そこでは、退職給付制度において代表される退職一時金について、その基本的属性が労働協約等に基づく従業員の役務提供に対する労働対価としての性格を有しており、付随的に功績報償や生活保障の性格を有していると指摘

している。

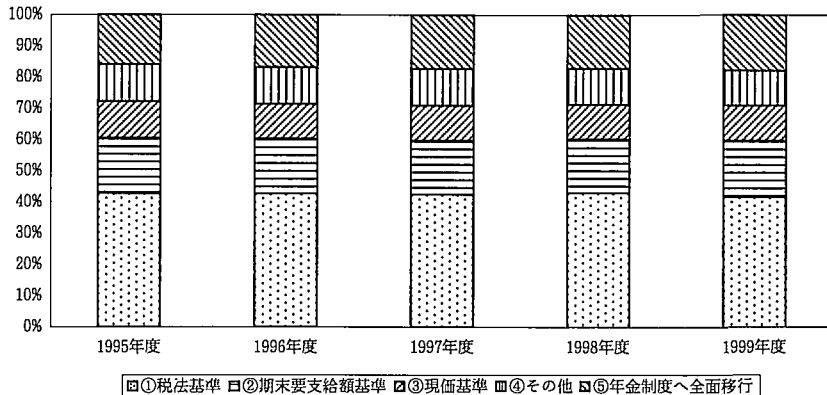
したがって、この多元的な属性を認めることで、それが純然たる法的債務とは認められない（商法では条件付債務）が、一般にその基本的属性にしたがって企業会計上の負債に取り込まれることとなる。また、退職給与引当金に対する具体的な設定については、個別意見書および法人税法において具体的に掲げられ、それが一般に認められていた。その主な設定方法を列挙すれば、以下のとおりである。

- ① 将来支給額予測方式
- ② 期末要支給額計上方式
- ③ 現価方式
- ④ 税法基準方式

このうち、実務上、主に採用されてきたのは図1にあるとおり、期末要支給額計上方式と税法基準方式である。したがって、いま退職給与引当金の設定に関し、両者に着目して分析を進めることとする。

期末要支給額計上方式は、当該期末時点において退職給付要件を満たした従業員の全員が、一時に退職した場合に必要とされる金額を算定し、前期末時点においてすでに引当金計上されている金額との差額をもって、当期の引当金費用を算定する方法である。この方式の特徴は、実務処理上の実際性を考慮している点である。

一方、税法基準方式は、その引当金設定額に関する企業会計上からの理論的根拠はまったくないと言ってよい。税法において、はじめて退職給与引当金に関する規定が設けられたのは、昭和27（1952）年の法人税率引上げによる税負担を緩和する意味を含めて創設されたものである。当初は期末要支給額計上方式と同様に当該期末時点において退職給付要件を満たした従業員の全員が、一時に退職した場合に必要とされる金額について、その全額の損金算入が認められていたが、その後の段階的な損金算入限度額の引き下げにより¹⁷⁾、個別意見書に掲げられた退職給与引当金の設定根拠¹⁸⁾はすでに失われている。税法基準方式が、一般に累積限度額基



注) 凡例④「その他」は、②期末要支給額基準及び③原価基準によって求められた期末時点の退職給付債務から年金資産残高を控除した部分を引当計上する方法を採用している企業である。

(参考：日本公認会計士協会「決算開示トレンド平成12年度版」)

図1 「退職給与引当金」の設定事例

準と言われているのは、単に損金算入限度額を超える部分については税率が課せられ、また前述の注18の解釈によって、引当金費用が「計上ができる」との立場をとることで、あたかも引当金の累積限度額が設けられたかのように計上がおこなわれるためである。したがって、その損金算入限度額を超える部分の引当金を設定してはならないという意味のものではない。

しかし、個別意見書にもあるとおり、退職一時金の基本的属性は労働対価である。この観点からは、税法基準方式の採用は、その時点で企業会計を歪めるものである。なぜなら、退職一時金の基本的属性が労働対価であることに着目すれば、それは企業にとって労働協約等という一定の契約にしたがい、継続的に役務の提供を従業員から受けており、その一方ですでに役務の提供を受けながら、契約の定めにしたがって

支払時期が到来していない状態に置かれていることを示している。よって、債務とはならないものの、企業会計上の明らかな負債として「計上しなければならない」はずである。この含意からは退職給与引当金が、本来、引当金費用の認識からではなく、期末時点における負債の認識から生じられるものと解さねばならない。

さらに、退職給与引当金が「予測にもとづく見越負債」である¹⁹⁾ことを指摘し、明らかな負債ではなく「負債性」とする場合があるが、未払費用についても、それ自体が合理的な予測に基づき費用配分された見越負債である。こうした観点からは、退職給与引当金の設定に関する予測それ自体が合理的であるのであれば、それは負債の認識に関してことさら重要ではないことを示しているにほかならない。このことから、退職給与引当金は未払費用の性格をもちうると指摘されることがある²⁰⁾。しかし私見によれば、未払費用と退職給与引当金の決定的な違いは、人為的な期間設定によって、前者がすでに期中

17) 平成10(1999)年度税制改正(法人税法施行令106条第1項、第2項)により、退職給与引当金の損金算入限度額を期末自己都合退職要支給額の20%まで段階的に引き下げることとされ、平成14(2003)年にはついに退職給与引当金に関する規定が廃止された。

18) 個別意見書、四注2

19) 若杉 [1991], 182-183頁

20) 内川 [1985], 251-266頁, 平井 [1995], 240-242頁

において認識された費用のうち、当期の負担に属さない費用を次期以降に繰延べたものであるのに対し、後者は期末時点において当期に帰属する負債を第一義的に認識し、その負債の発生に相応する費用が計上されることにある。

従来の引当金分析に関しては、さらに引当金の各項目について、それが当期に発生した費用認識として認められるものと認められないものとに分類し、前述の収益費用の認識基準に不均衡があることで、費用認識の過大計上が生じ、引当金は会計基準に名を借りた利益留保を示すものだと指摘する場合もある²¹⁾。こうした指摘は、はたして正鵠を射たものと言えるのであろうか。

こうした見解が生まれるのは、すでにその出発点において収益および費用の認識基準における不均衡が存在するという通説を所与とし、さらに注解 18 に見られた引当金費用の計上可能性に着目することに原因がある。しかし、こうした見解が生起される根本的な原因は、収益費用アプローチによる適正な期間損益計算という観点からは、収益の実現主義および限定的な半発生主義認識に対して、それに相応する費用を抽出する場合に理論的根拠の脆弱性が払拭されないことに起因する。

この理論的根拠の脆弱性に関しては、すでにアメリカにおいて指摘されているところである。つまり、適正な期間損益計算を目的とする収益費用アプローチとは、一義的に資産負債の増減に関連する収益費用の変動に関する情報を、いっぴかなる条件のもので認識すべきかという点で、会計実務上において有用な枠組みであるとされてきた²²⁾。しかし一方で、収益費用アプローチによる適正な期間損益計算の歪みを回避するために、独立して収益および費用を定義することは不可能であって²³⁾、とりわけ引当金に関し

ては、各期における損益の平準化を目的とした損益の変動を軽減するための発露として捉えられる可能性を排除できない²⁴⁾という指摘である。より具体的にいえば、費用を収益に対応させる主な方法として、

- ① 収益との直接的な関係が明瞭な費用、またはその関係が合理的に推定される費用の対応
- ② 収益と費用の直接的な関係が明瞭ではないものの、組織的かつ合理的に推定される費用の対応、
- ③ 収益と費用とに合理的な関係が見出せず、したがって特定できる将来の便益をもたらさない費用の即時認識

の三つが考えられるが²⁵⁾、そのいずれを採用するかは主観的判断に委ねられており、それが適正な期間損益計算として十分な妥当性を有するかは、必ずしも明確とはならないのである。したがって、わが国においてもこれまでのような収益費用アプローチの観点から、各期に計上される引当金費用の認識測定の妥当性と、その理論的根拠の説明に対する脆弱性が内包されつづけ、上記のように引当金の性格が「利益留保」であるとの見解までが生起されることとなるのである。

ただし、従来の引当金分析に関しては重大な特徴が見落とされている。すなわち、引当金費用の計上が「期末修正事項」であるとの視点である。これまでの収益費用アプローチの観点からは、それが適正な期間損益計算を目的とする

21) 平井 [1995], 130-132 頁

22) FASB, Discussion Memorandum [1976], par.37

23) Gellein [1992], p.198

24) FASB, Special Report [1997], p.79. ここでいう「引当金」とは、“Reserves qualified as liabilities”の邦訳である。周知のようにアメリカにおいては、アメリカ会計学会 (AAA) “Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, 1948 Revision”以降、“Reserves qualified as liabilities”は明らかな負債として分類される。しかし、本論においてはその生成経路を強調する観点から、あえてその引用部分に関して「引当金」と訳出した。

25) FASB, Discussion Memorandum [1976], par. 156-160

とともに、前述のとおり、期中における収益費用の変動を認識することで、それに相応する資産負債の変動を適宜認識することが可能でなければならぬ。しかし、引当金費用に関しては、期中における費用の変動を適宜認識することが、事実上不可能である。したがって、期末時点における修正事項として、その期中に発生したと考えられる費用を認識しようとするのである。しかし引当金費用の計上が期末修正事項であるなら、なにも費用認識の側面ばかりにこだわる必要性はない。むしろ期末時点において、当期に帰属する負債の認識を第一義的におこない、それに相応する費用を「計上しなければならない」と捉えるのであれば、なにも収益費用の認識基準差異を持ち出さなくとも、引当金計上に関する十分な理論的根拠を提示できるのである。

こうした観点は、それまでの収益費用アプローチに対置される、いわゆる資産負債アプローチによるものである。つまり、この観点によれば、注解 18 に掲げられた引当金のうち、とくに当期における費用認識に疑問をもたれてきた、修繕引当金や損害補償損失引当金にしても、決して費用認識の拡大によって生じられたものとは言えない。より具体的に言えば、修繕引当金については、実際に将来時点において修繕が必要となる対象資産について、期末時点の個別的な実地により、その期の実質的資産価値の減少に対して、それに相応する負債の認識が可能である。また、損害補償損失引当金については、訴訟敗訴が事実上確定していても、その費用は敗訴の事実をもってはじめて発生することから、発生の事実がない時点における引当金計上はおかしいとする見解が存在するけれども²⁶⁾、本来、それは敗訴の事実をもって確定する債務なのであって、いわば債務契約に従った支払日の到来を待たずして、当期における総体的な実質的資産価値の減少に、相応する負債の認識をおこなわなければならないという観点によれば、それ

が利益留保であるとの見解は生じられないはずである。むしろ、その引当金計上が利益留保部分であるとの見解は、敗訴の事実がまだ不透明の段階において、引当金費用を計上した場合に主張されるべきものであって、損害補償損失引当金そのものが利益留保を目的としたものであるとするのは、まったくの謬見である。

より端的な例を取り上げてみよう。引当金の計上が通説的な発生主義による費用認識の拡大のもとで生じられ、その意味で引当金が費用計上の先取りに照応する貸方勘定であるという観点からは、貸倒引当金の性格についても一元的に利益留保の概念を取り込むという見解にならざるを得ない。債権の貸倒れという事実が発生していない限り、それが費用の発生主義認識でもないといわれるためである²⁷⁾。しかし、資産負債アプローチによる負債認識からの視点によれば、それが利益の内部留保であるなどとはまったく言えるものではない。なぜなら、原則的な考え方として、貸倒引当金を計上するという行為は、企業が保有する債権内容を期末時点において精査したところ、事実上の回収不能ないしは回収不能になる危険性が高い状態であり、今後の企業活動の原資として利用することが、実質的には不可能な部分を示しているにほかならない。

本来は、そうした不良部分を個別の債権から控除すべきところであるが、債権のもつ含意が法的な権利区分の完全なる消滅が確認されなければ、確定決算主義に基づくフランコジャーマン型会計をとるわが国では認められない²⁸⁾。さらに、企業会計上も総額主義の立場をとることから、財務諸表上において間接控除の形態を取らざるを得ないのである。また、通説的な説明による過去の経験則に基づく、貸倒引当金設定をどのように説明するかに対しては、資産負債アプローチの観点からは、原則的に期末時点に

26) 平井 [1995], 236-240 頁

27) 木村重義 [1964]

28) 新井・白鳥 [1991]

おける債権内容の精査により、実質的な債権価値の減少を負債として認識しなければならないが、その作業に対する適時性及びコストベネフィットの観点から、簡便法により負債を認識したと説明されるのである。したがって、簡便法による負債の認識額が、期末時点において実態を反映していないと判断されるのであれば、債権内容の精査によって負債の再認識をおこなわなければならない。したがって、ここには利益留保なる指摘はまったくあたらないのである。

これまでの分析により、引当金については以下のように指摘される。これまでの会計理論上、引当金の分析については、収益費用アプローチを前提とする適正な期間損益計算の観点から、その理論的根拠が説明されてきた。しかも注解18に見られる引当金の設定要件が、引当金概念をさらに曖昧なものとしてきたのである。つまり、これまでの企業会計構造の特徴とされる、収益費用アプローチという前提が不動のものであり、収益に対する費用の認識が、期末時点で唐突に生起されるため、その費用が実現しているのか、発生しているのか、未発生なのかが、会計観の違いにより、いかようにでも説明が可能となり、さまざまな見解が生まれたのである。しかし、引当金の本質を資産負債アプローチから分析すれば、そうした多様な見解は払拭される。引当金の分析にあたって、資産負債アプローチを採用するのは、それが期末修正事項であるという事実である。なぜなら、収益費用アプローチによって、期中に稼得した収益に対応する引当金費用を適宜計上することは不可能である。この事実を照らしてみれば、「引当金」の認識は期中取引の総体を期末時点で資産および負債として取りまとめた後、期中の営業活動によって生じた負債の認識を一義的におこなったものと解さねばならないのである。

したがって、これまで一般に評価性引当金および負債性引当金と分類されてきた引当金は、一元的に負債として説明され、その唯一の違いはその相手資産が限定されるか否かの点でしか

ない。また、その負債の認識が、実務上、その一部において各期に平準的に計上されるのは、負債の認識を簡便的におこなっているあらわれなのである。したがって、簡便的な負債の認識と実際の負債の認識とにズレが見られた場合は、改めてしかも当然に負債の再認識をおこなわなければならないのである。つまり、引当金を分析する視点は、費用発生ありきではなく、まず負債発生ありきなのである。したがって、従来より、引当金に関しては引当金費用の計上により、将来時点におけるキャッシュアウトフローに備えた財務的準備が図られるとする見解についても、むしろその特徴として、期末時点において当期に帰属する負債の認識を企業内部でおこなうが、その負債の認識が妥当である限り、それに相応する資産の実質的な費消部分を、その期における引当金費用の計上を通じて填補することで一元的管理がおこなわれていると考えなければならないのである。とすれば、こうした負債の認識にともなう資産の実質的な費消部分に対し、費用計上を通じた填補機能を有さないのであれば、それは明らかな企業会計上の純然たる負債であって、本来の「引当金」の機能的特性に合致しないのである。

3. 退職給付引当金と引当金概念の異同

前節までの分析では、企業会計上の負債概念とは、本来、実質優先主義に基づいたものでよいはずであり、予測それ自体が適正妥当である限りは、債務概念よりも広く認識されるものであることを指摘した。そのうえで引当金は、期末時点において認識される企業にとっての負債を示していると同時に、その負債の認識に対する資産の実質的な費消部分に対し、費用計上を通じた填補機能がなければならないことを指摘した。したがって、期末時点における引当金という負債の認識は企業内において一元的に管理されていると同時に、その機能的特性として、期末時点における資産の実質的な費消部分に対

し、引当金費用の計上を通じた填補機能を有していなければ引当金ではないとも指摘した。よって極論すれば、引当金を計上するという行為は、企業が期末時点における適正な負債の認識のもとで、それに相応する資産の実質的な費消部分を認識し、それに引当金費用を計上することで資産の実質的な費消部分を早期に填補するという観点からは、むしろ評価されるべきものであると考えられる。

しかし、こうした引当金の概念および機能が、新基準における実質的な負債、とりわけ企業年金財政の積立不足部分を示す「退職給付引当金」には具備されているのであろうか。この分析に先立ち、まず新基準の会計構造およびその会計処理の概括的な説明を試みることにする。新基準の特徴は、退職給付にかかる事象について包括的に会計処理を行なうことに特徴がある。したがって、新基準導入以前のように、退職一時金制度を主たる会計事象とする退職給与引当金の設定や、「適格退職年金制度等へ移行した場合の会計処理及び表示と監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査第一委員会 33号）を拠りどころとする企業年金制度に対する会計処理といった、各々独立した処理を求めるものではない。

また、わが国の退職給付制度の特徴は、企業年金制度に比べ、諸外国ではあまり見られない退職一時金制度の比重が大きい。そこに新基準導入の難しさがある。しかも新基準の処理構造は、収益費用の適切な対応は資産負債の適切な定義と測定 of 必然的な帰結によって導き出されるとされる、前述の資産負債アプローチによって生起されている²⁹⁾。これまでの企業会計は、前述のとおり適正な期間損益計算の結果として利益の測定がおこなわれ、その認識の結果として資産負債の認識が跡づけされるという、収益費用アプローチによる説明がなされており、わが国の引当金会計分析にも当てはまる事実であ

る。しかしながら、資産負債アプローチでの収益とは資産の増加および負債の減少として定義され、費用は資産の減少および負債の増加によって定義される。よってこの場合、資産負債の変動を測定することが企業会計における基本的な測定プロセスであるとされるのである³⁰⁾。

では、資産負債アプローチに依拠しているといわれる新基準の構造は、具体的にいかなるものなのであろうか。いま仮に、新基準の会計処理構造に倣って、期末時点における制度財政が、保有する制度資産時価に比べ退職給付債務時価が超過している場合を想定すると、その関係を非常に単純化すれば図2のように示される。つまり、企業にとっては制度資産時価と退職給付債務時価との相殺によって求められた超過差額部分が、現時点における母体企業の制度財政への積み立て不足、すなわち実質的負債となる。したがって、制度財政における収支相等の原則³¹⁾によれば、期末時点における資産負債の時価認識の変動によって認識された、実質的負債はそのまま事業内資産によって充当されなければならない認識額を示している。

しかも、企業内における退職一時金制度に近似した自家企業年金制度を除けば、その財政管理は企業外部に置かれているのである。この限りにおいて、退職給付引当金は従前の引当金概念とは異なり、企業内における負債の認識ではなく、企業外に対する純然たる負債の発生を示している。すなわち、この時点においてすでに「引当金」の特徴が確認されない。とすれば、新基準における負債の認識に対して、退職給付引当金と計上されることの必然性はどこにあるのだろうか。

大蔵省企業会計審議会の私的研究会である企

30) FASB, Discussion Memorandum [1976], par.34

31) 収支相等の原則とは、退職給付制度の加入員たる個々の加入員単位での収支の一致を図るのではなく、退職給付財政そのものの長期的な収支の均衡を意味している。詳しくは、今福愛志 [2000b], 19-23 頁参照のこと。

29) Hendriksen&Van Breda [1991], p.734-764

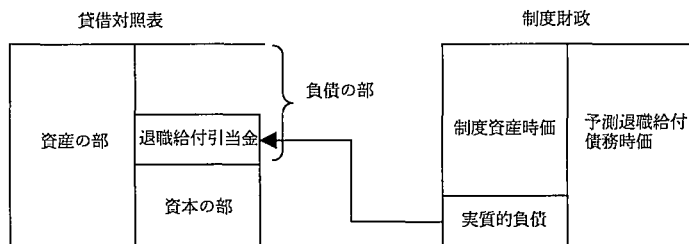


図2 制度財政と財務諸表との関係

業財務懇談会は、平成9（1997）年の企業会計審議会の部会改組によって新たに設けられる、企業年金部会のその後の審議に資するためとして、平成8（1996）年に「企業年金に係る会計処理基準の検討にあたっての論点の整理」を公表しているが、その論点のなかには母体企業にとっての実質的負債を示す、積立不足部分の財務諸表上での表示方法について、まったく取り上げられていない。つぎに平成10（1998）年公表の同審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」においては、その表示について企業から直接給付される退職給付と、企業年金制度から給付される退職給付について、包括的に処理するとの観点から、貸借対照表における退職給付に係る負債の計上は、従来の退職給付引当金に代えて、原則として退職給付引当金と表示することとされるのみで、「引当金」として表示することの理論的根拠が示されていない。

したがって、母体企業にとっての実質的負債が、退職給付引当金として財務諸表上に計上されることの検討過程が十分に公表されていないが、いま同審議会企業年金部会委員であった黒川教授の説明によって、その理由を推し量るとするならばそれは以下のとおりである。「退職給付引当金」の意味は、母体企業が従業員に対する債務に充当する資産を特定しておらず、母体企業の事業資産でその負債に充当している部分を示しており、この場合の貸借対照表における資産の部の合計は内部運用事業資産の合計であるとしている³²⁾。

つまり、この解釈にしたがえば退職給付引当金は、従前の退職給付引当金同様に、実質的に負債であることについては同義であるが、その負債の認識によって充当されなければならないものが資産であることを示しているのみである。とするならば、この退職給付引当金は、従前の退職給付引当金と同様に、企業内部の資産によって充当される点で同じであるが、その生成過程は企業内における負債の認識と、それにとまなう実質的資産の費消部分への引当金費用の計上を通じた填補機能も持たず、それは企業にとっての外部に対する純然たる負債の増加であるはずである。しかも上記説明のとおり、退職給付引当金の概念は負債であると言明するのであれば、そこに予測要素の介在が必ずしも重要ではないことを演繹的に主張しているにほかならない。

また黒川教授同様、企業会計審議会企業年金部会委員であった今福教授によれば、退職給付債務の発生要因が当期以前の事象に起因した将来の特定の費用的支出であることから、従来の退職給付引当金の設定に関連づけられた議論が展開されていると指摘し、わが国の企業会計における負債概念および引当金概念の再検討を促している³³⁾。このことは、新基準が資産負債アプローチによって構成されているにもかかわらず、まったく性格を異にする収益費用アプローチによって、依然として理解しようとする見解

32) 黒川 [1998]

33) 今福 [1998b] [2000a]

が根強く見受けられる現われである。前述のとおり、引当金の分析視点は収益費用アプローチを取りつづけている限り、その理論的根拠の脆弱性が払拭されず、むしろ資産負債アプローチによって一元的に説明されることを鑑みれば、その機能的差異に着目し、両者を明確に区分しなければならないのである。しかれば、こうした機能的差異に着目せず「退職給付引当金」と一元的に表示することの妥当性が認められるのであろうか。

私見によれば、新基準導入時にその後の商法改正を控えて、商法への配慮によりこの時点における財務諸表上での大幅な表示の変更を回避しようとする意図がうかがえること。また、新基準導入移行時において、実務上の混乱が必至であることから、予測要素の介在が引当金設定の重要な要件とされていたわが国において、その予測要素の介在をもって引当金とみなし、実務処理上の混乱を避ける狙いがあったものと推察される。しかし、予測それ自体がわが国における引当金概念として重要であるとするなら、それは前述のように新基準に見られる実質優先主義をとる企業会計に対し、確定決算主義を前提とする制度会計に依拠しつづけるものである。つまり、企業会計上、新基準の導入によって大きく変化したことは、企業側の実質的負債のオンバランスを時価認識により求められたことによって、会計処理そのものが実質優先主義に大きく傾いたことを示している。このことは、今日の経済的低迷により、企業年金財政が健全であるという状況は一般的に考えにくい³⁴⁾、新基準導入による制度財政の時価認識により、一般に母体企業側の実質的負債の洗い出しを迫

り、その測定値が財務諸表上に記載されなければならないことを示している。しかし、それまでの企業独自によって設置された多様な退職給付制度に対し、多様な表示を認めることは、かえって情報の混乱を引き起こしかねない危険性を孕んでいることを鑑み、しかも商法や税法といったものに強く影響を受けるわが国の企業会計の現状においては、その対応に苦慮するところであることから、新基準導入によってもたらされた負債情報については、従前の「退職給与引当金」を「退職給付引当金」と単に名称変更することにより、妥協点を模索せざるを得なかったと考えるのが妥当である。

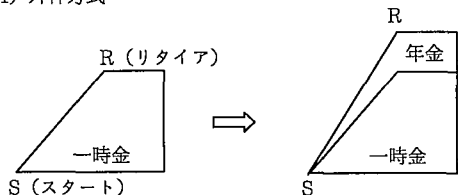
周知のとおり、退職給付制度の内容は、社会的および経済的背景の変化にともなって、その歴史とともに様々に変化を見せ、古くから存在する退職一時金制度に偏重した形態から、企業年金制度を含めた退職給付制度を採用する企業の割合が増加していった。退職一時金制度と企業年金制度が退職給付制度として包括化されていくにあたり、その移行形態に関しても多様化することとなり、一般に見られる移行形態については図3に示すとおりである³⁵⁾。

図3からも明らかなように、退職給付制度内部における構造は一樣ではなく、したがって新基準の適用により開示される情報のうち、こと退職一時金制度を包含した制度財政の不健全性に着目すれば「退職給付引当金」として一樣に開示されることに無理がある。つまり、新基準の導入により一般に企業にとっての負債を示す「退職給付引当金」には、図4にあるとおり、本来の引当金概念および機能を有する「退職給与引当金」が「退職給付引当金」へと単に名称の変化がおこなわれた部分と、新基準の導入によって認識された企業にとっての外部に対する実質的負債部分とが渾然一体となっており、「退職給付引当金」という一樣な表示では必ずしも理解がおよばない内容を含んでいるのであ

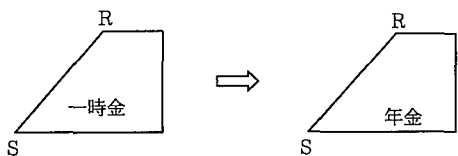
34) 例えば、富士通株式会社（平成12年度有価証券報告書）では、「退職給付債務に関する事項」において、「前払年金費用」が計上され、同時に「未認識数理計算上の差異」が退職給付債務減少の大きな要因となっている。一見すると退職給付財政の健全性を示すものとして理解されようが、これはむしろ従前の退職給付制度を変更したことによる一時的な健全性が図られたと理解するのが妥当である。

35) 新日本監査法人 [2002]、20-21頁

(1) 外枠方式

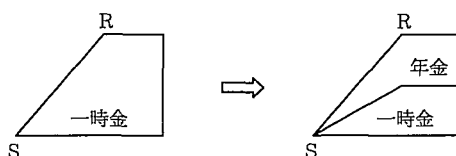


(2) 内枠方式 《①全部移行型》



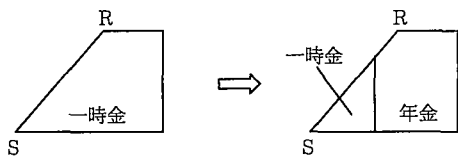
(2) 内枠方式 《②一部移行型》

i 横割移行型



(2) 内枠方式 《②一部移行型》

ii 縦割移行型



(2) 内枠方式 《②一部移行型》

iii 定年退職者部分型

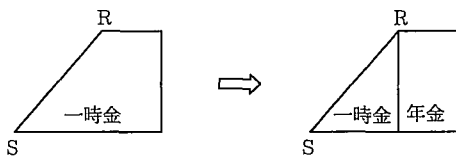


図3 企業年金制度の主な移行形態 (参考: 新日本監査法人『退職給付会計』, 20-21頁)

る。しかも、本論の分析により明らかにしたように、期末時点における企業内の負債認識ともなっており、資産の実質的費消部分に対する引当金費用計上による填補機能がみられた退職給与引当金は、退職給付制度の移行形態によっては、

新基準適用以降、順次、取崩されることが決まっていることを考えれば、今後の退職給付引当金には、そうした填補機能を有さないまま計上されつづけることとなる。

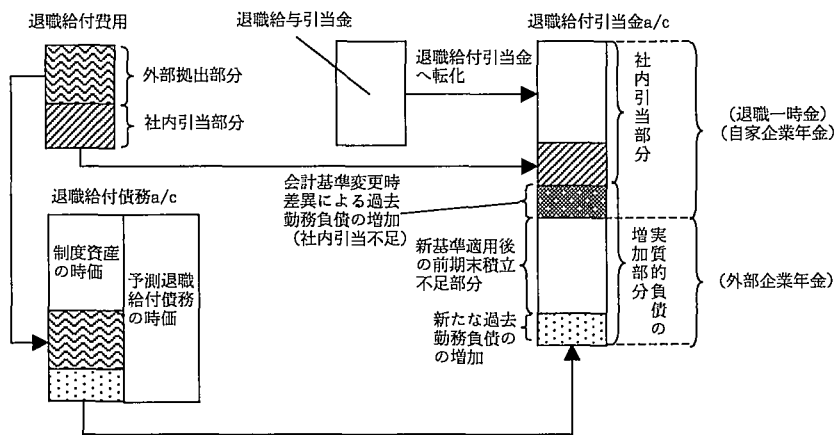


図4 「退職給付引当金」の生成経路

負債の認識という観点から退職給与引当金も退職給付引当金を比較すれば、両者とも企業にとっては負債であり、とくに問題とはならないのではないかとの指摘を受けるかもしれない。しかし、両者は以下の点で明らかにその性質は異質なものである。つまり、新基準によれば、社会的状況あるいは経済的状況によって基礎率が変化することにより、極論すれば費用計上とは無関係に負債が増加する場合があります、また逆に財政上の健全性が図られる場合がある。一方、退職給与引当金については、各期に認識された負債の増加部分に対し引当金費用計上がおこなわれ、結果的に期末時点においては絶えず資産の実質的な費消部分への填補機能が図られる。しかし、新基準によって認識される実質的負債を示す退職給付引当金は、そうした機能は持ち合わせず、独立した負債の発生と捉えなければならないはずである。

4. おわりに

引当金会計は、いわばわが国の企業会計における文化的特性を多分に示す分野である。たしかにアメリカなどに見られるようなアングロサクソン型の実質優先主義にもとづく企業会計とは異なり、いわゆるフランコジャーマン型の確定決算主義に裏打ちされた、わが国の企業会計では、未確定要素を含む引当金が企業にとっての明らかな負債であるか否かを中心的な論点とし、ともすれば議論の拡散がみられた部分である。それはひとえに、わが国の企業会計が、収益費用アプローチを前提とした理論的考察をおこなってきた結果であり、付言すると、その分析視点が頑ななまでに取られつづけていた結果であると言える。

したがって、これまでの引当金会計は、収益費用アプローチを前提とした、適正な期間損益計算を目的とする、収益と費用の対応関係に重点がおかれすぎるきらいがあり、資産負債アプローチからの考察が不足していた感が見られる。

もちろん、本論の分析にあるとおり、引当金が企業会計上の負債であるとして、一元的に説明するために資産負債アプローチを持ち込むことの是非については、今後の検討課題としなければならないが、少なくともこれまでの収益費用アプローチをとることで見られた、「利益留保ありき」なる観点はその初期の段階において登場しない。つまり、期末時点における負債の認識に偏向が認められる場合に、はじめて引当金の利益留保性が検討されるべきであり、それはあくまで副次的な分析である。

むしろ、引当金分析に対し、資産負債アプローチをとることの重要な点は、期末時点における負債の認識にともなって、期中の企業活動からは顕在化されない、名目資産価値の実質的費消部分を明らかにし、正味資産価値の測定をおこなうことである。また、引当金費用を計上するという行為は、名目資産の実質的費消部分に対する、名目と実質との差異を埋めるために、当然に計上しなければならないものであり、いわば名目を実質ならしめるための当然の填補機能であると解さねばならない。したがってこの観点からは、従来、費用認識の観点から、適正な引当金費用の計上により、将来のキャッシュアウトフローまでの財務的準備が図られるとする引当金の特徴についても、それは正鵠を射たものとは言えない。なぜなら、あたかもそれは所与の資産に対し、付加的に財務的準備の上乗せがなされたという感が拭えないからである。したがって、本論の分析によれば、引当金とはその属性において一元的に負債なのであり、同時にその認識を期末時点におこなうことで、名目資産価値と正味資産価値の等価性を図るための、引当金費用計上をつうじた填補機能がなければ、「引当金」とはならないのである。

それでは、新基準適用によって、企業にとっての実質的な負債を示す、退職給付引当金の計上には、そうした名目資産価値と正味資産価値の差異を埋め合わせる、費用計上をつうじた填補機能が存在するのであろうか。答えは否であ

る。新基準への完全なる移行処理が完了した時点において、仮に退職給付引当金が財務諸表上において増加するという現象が生じた場合には、そうした填補機能を有さないまま、単純に企業財務を悪化させていることを示しているにほかならないのである。しかれば、今日の企業会計が連結会計を中心とする実質優先主義へと移行するなかで、あたかも従来の引当金概念との「すりかえ」がおこなわれたかのような、「退職給付引当金」という財務諸表上での表示は、少なくともその退職給付引当金が、これまでの引当金と異なり、企業にとっての一方的な負債の増加を示すことを啓蒙しない限りにおいては、企業会計の目的の一つとされる情報利用者の適正な判断を歪める可能性を否定できないのである。

参考文献

- 新井清光・白鳥栄一「日本における会計の法律的及び概念的フレームワーク」『JICPA ジャーナル』, 第3巻第10号, 1991年。
- 新井清光『企業会計原則論』森山書店, 1993年。
- 飯野利夫『財務会計論(三訂版)』同文館, 1993年。
- 今福愛志「年金負債の会計制度問題」『会計』, 第153巻第2号, 1998a年。
- 今福愛志「退職給付会計基準の役割と課題」『企業会計』, 第50巻第11号, 1998b年。
- 今福愛志「退職給付会計—その現在と将来—」『企業会計』, 第52巻第2号, 2000b年。
- 今福愛志『年金の会計学』新世社, 2000a年。
- 内川菊義『企業会計原則の基礎理論』森山書店, 1985年。
- 江村稔「企業会計原則修正案における引当金批判」『会計』, 第97巻第2号, 1970年。
- 企業会計審議会「企業会計上の個別問題に関する意見書 第二 退職給付引当金の設定について」, 1968年。
- 企業会計審議会・企業財務懇談会『企業年金に係る会計処理基準の検討にあたっての論点の整理』, 1996年。
- 企業会計審議会『退職給付に係る会計基準設定に関する意見書』, 1998年。
- 企業会計審議会『退職給付に係る会計基準』, 1998年。
- 木村重義「引当金についての基本的考察」『企業会計』, 第16巻第6号, 1964年。
- 黒川行治「退職給付会計基準の論点」『企業会計』, 第50巻第11号, 1998年。
- 佐藤孝一「引当金の基本的性質」『企業会計』, 第16巻第6号, 1964年。
- 新日本監査法人『退職給付会計(第2版)』中央経済社, 2002年。
- 津守常弘『会計基準形成の論理』森山書店, 2002年。
- 中島省吾「収益費用対応引当金会計」『企業会計』, 第16巻第6号, 1964年。
- 日本公認会計士協会「監査第一委員会報告第33号・適格退職年金制度等に移行した場合の会計処理及び表示と監査上の取扱い」, 1979年。
- 日本公認会計士協会『決算開示トレンド平成12年度版』中央経済社, 2000年。
- 平井克彦『新版引当金会計論』白桃書房, 1995年。
- 番場嘉一郎「企業会計における最近の論点」『税経通信』, 第38巻第14号, 1983年。
- 広瀬義州『財務会計(第2版)』中央経済社, 2000年。
- 若杉明『精説財務諸表論(第3版)』中央経済社, 1991年。
- American Accounting Association, *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, 1948 Revision*, 1948.
- Bodie, Z., "The ABO, the PBO and Pension Investment Policy", *Financial Analysts Journal*, Vol.46, No.5, 1990.
- Daley, L. A., "The Valuation of Reported Pension Measures for Firm Sponsoring Defined Benefit Plans", *The Accounting Review*, Vol.59, No.2, 1984.
- FASB, *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, 1976.
- FASB, *Financial Accounting Standards No. 87—Employers' Accounting for Pensions*, 1985.

- FASB, *Special Report, The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, 1998.
- FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts No.1 – Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, 1978.
- FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts No.5 – Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, 1984.
- Hendriksen, E.S. & M.F. Van Breda, *Accounting Theory*, 1991.
- IASB (旧 IASC), *International Accounting Standards No.19 – Employee Benefits (revised 2000)*, 2000.
- Gellein, O. S., “Primacy : Assets or Income?” in *Research in Accounting Regulation, vol.6* edited by G. J. Previts, JAI Press, 1992.
- Paton, W. A. & A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940. (中島省吾訳『会社会計基準序説 (改訳)』森山書店, 1958年)